

株式会社富士電機製作所 一般事業主行動計画

社員一人ひとりが能力を発揮し、男女問わず働き続けられる職場づくりを進めるため、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 2026年4月1日～ 2029年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 育児・介護休業制度の利用促進と、円滑に復職できる体制の整備を行う。

〈数値目標〉

育休復職率を100%以上とする

全社員の月平均所定外労働時間を15時間以下とする

〈取組内容〉

- ・2026年4月～ 育児・介護休業制度の説明を継続し、制度理解を促進する。
- ・2026年6月～ 育休前後の「復職面談」の運用ルールを整備し、制度化する。
- ・2027年4月～ 育休取得者の業務引継ぎ様式やフローを整備する。
- ・2028年4月～ 相談窓口を明確化し、利用しやすい体制を整える。

目標2 女性社員が安心して長期的に働き、能力を発揮できる職場環境を整備する。

〈数値目標〉

女性従業員の月平均残業時間を10時間以下とする。

〈取組内容〉

- ・2026年4月～ 女性が働きやすい環境整備に向けて、現状の課題を把握し、改善点を明確化する。
- ・2026年6月～ 育児・介護・働き方に関する社内情報を整理し、周知を強化する。
- ・2027年4月～ 業務の属人化を防ぐため、業務分担やマニュアル整備を進める。
- ・2028年4月～ 必要に応じて、女性社員へのキャリア面談の実施や支援策を検討する。

3 推進体制

人事担当者を中心に、毎年度進捗を確認し、必要に応じて計画を見直す。

4 周知および公表

本計画は社内掲示・社内ポータル等により社員へ周知するとともに、自社ホームページにて公表する。